地方分権21世紀ビジョン懇談会と新地方分権構想検討委員会との意見交換（概要）

【開催日時等】
1　開催日時：平成18年6月6日（火）13：30～15：00
2　場　　所：総務省401会議室
3　出 席 者：
　○地方分権21世紀ビジョン懇談会　　大田座長、本間先生
　☆新地方分権構想検討委員会　　神野委員長、小幡委員長代理、大森委員

【概要】
＜全体の図柄、税源移譲等＞
☆ 前回、個々のパーツ毎に議論した際には、大きく違ってないと思っていたが、全体のパーツで見ると、両者の図柄は大きく違ったところが出てきている
☆ 我々は、具体的な中身の提言としては、税源移譲から入って、交付税、補助金と移転財源について議論を進めていく図柄。一方、ビジョン懇は、工程表を見ると、交付税については新型交付税等早めに手をつける一方、税源移譲については制度設計の検討という表現であり、税源移譲が少し後の課題とされており、問題
○ 当方の表現振りによってもたらされた誤解である。ご指摘のような意図はまったくない。税源移譲、交付税、補助金改革は三位一体、常にセットで考えている。3年というところで見れば完全に三位一体。制度設計とは、どの税を移すかは別途税調等で議論する必要があるので、それは早急にやらなければならない、ということ。誤解の生じないように表現振りを検討したい
○ ビジョン懇では仕組みをどう変えるかという問題に焦点をあてて議論しており、ボリュームの議論は別途歳出歳入一体改革の中で議論

＜地方の役割（P.4　「小さな政府」について）＞
☆ 地方の機能は少子高齢化等を考えると増えて行かざるを得ない。「簡素で効率的」であることはその通りだが、「小さな政府」という言葉は適当でないのでは。また「地方においても」とされているが、国として「小さい政府」を作れるような仕組みを作らなければいけない
○ 「小さい政府」とは、今後、少子高齢化等の進展により拡大せざるを得ない部分を可能な限り抑制させ、持続可能性を高めるための取組みのことである。また、「地方においても」は地方だけが問題だというような趣旨では全くなく、「国はもとより地方も」という意味。誤解のないよう、ご指摘を踏まえて表現振りを検討したい

＜国と地方の協議の場等＞
☆ 自治事務の執行基準を条例で定めるとか補助金改革は、かなり大がかりな話になり、地方制度調査会で対応することは困難。我々の提言している地方行財政会議のような法的な協議の場を作る必要がある
○ 国と地方の協議の場の強化については、我々も問題意識を持っており、その旨記述しているが、六団体検討委のように詰めた議論はしていないので、現在の表現。今後、骨太にどう盛り込み、その後のステップをどう描くかが課題

＜新分権一括法＞

○ 新分権一括法で重きを置いているのは、自治事務の執行基準を条例で決められる点。その過程で、分権推進法が入ることもあり得る

＜補助金改革＞

☆ 補助金改革については、単なる補助率の引き下げが行われた今回の三位一体の改革を踏まえ、地方が自由に決定できるような改革の仕方が具体的に示される必要がある。また、補助金改革とすると地方財政法第１６条補助金だけだと誤解される可能性あり

○ 同じ考えである。新分権一括法においては、責任の明確の観点から、さらに補助金という仕組み自体を変えていくことを考えており、それまでの間は地方の提案も踏まえて補助金改革をやる必要がある。誤解のないよう、ご指摘を踏まえて表現振りを検討したい

☆ 国政選挙の委託金以外は全廃。将来はそういう方向に向かうというくらいのことを書くと非常に明確なメッセージになる

＜交付税改革＞

☆ 新型交付税については、簡素化が重要である一方、緻密化も重要であり、人口と面積だけだとちょっと乱暴であり、恣意性を排除する観点からは、高齢者の数、子どもの数等を測定単位とすることも考えられるのではないか。配分の論理と総額を決める論理が一致していないと無目的に減らされる恐れがあるのではないか（総額を決めるとき、他の部分は財政需要を積み上げていき、新型交付税の部分は人口と面積で積算という訳にはいかないのではないか）

○ 需要の基準を国が決めるのではなく、地方が歳出の中身を決められるようにすることが新型交付税の趣旨。国の基準付けがない部分がそれに該当するから、ここについては、いずれにせよ何らかの基準で配分することになる。その基準が複雑になると恣意性がはいる可能性もある。

○ 交付税は人口と面積で９割以上が説明できるが、分散があり、その分散が何によってもたらされているのか、各地域の特別な財政需要をどう説明していくか。基準化、ルール化していくことが必要

☆ 共有税は、地方を配り方にある程度参加させていくことがポイント。そしてオープンにすること

＜地方債＞

☆ ポスト公営企業金融公庫については、発展的に地方金融公庫、地方公共団体が地方債を共同で引き受けて発行できるような機関を作るべき

○ 地域単位で考えている

☆ 中山間地でも中長期的な公共投資は必要。どのように考えているのか。

○ 地方債の投資的事業に対する財政手段的な側面は残さざるを得ないが、国と地方の役割分担の中で議論する。国と地方の役割分担を明確にすることが重要で、例えば、山間僻地の環境資源を守るというのが国として必要というなら国がやるべきではないか。いずれにしても、具体的な制度設計はこれから

○ 交付税、地方債、と重層的に国からの移転が行われていることが、政策の分かりにくさと財政規律の緩みを生んでいるという側面もある

☆破綻法制については、破綻という言葉を使うべきではない。再建に落ちいらないためのイエローカードの出し方等に現在の基準では少し問題があるので、住民がきちんとコントロールできるような仕組みにしていくことが第一

○ 破綻という言葉を使ったのは、その概念を明らかにしてはじめて回避のための取り組み、そこに至らないためのルールがでてくるから。再建が中心になるという点では方向は同じ。責任を明確にすることの必要性についてビジョン懇談会の中で議論したので、あえて破綻という言葉を出している

（以上）